

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十三号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の部中

総務課	総務予算係 法制係 公益法人係 県政情報係
行政経営課	経営推進係

を

企画管理室	総務予算係
法務文書課	総務調整係 法制係 公益法人係 県政情報係
行政経営・ ファシリテ イマネジメ ント課	経営推進係 施設改革係 ファシリテイマネジメン ト係

に改め、同

部人事課の項中「人事政策係」を「庁内働き方改革推進係」に改め、同表地域振興部の部文化振興課の項中「文化振興係」を「文化振興係 文化芸術向上係 大芸祭・障
芸祭推進係」に改め、同部国民文化祭・障害者芸術文化祭課の項を削り、同表地域振
興部観光局の部ならの観光力向上課の項中「観光マーケティング係 もてなし環境推
進係 にぎわい創出係」を「もてなし力向上係 観光ブランド力向上係」に改め、同
部観光プロモーション課の項中「インバウンドセールス係 国内観光セールス係」を

「新市場開発係 MICE推進係」に改め、同表健康福祉部の部を次のように改める。

		局 策 政 療 医		局 險 保 護 介 ・ 療 医				療 部		福 祉 医	
	健康推進課	メン ト課	携 課	地域医療連 携課	介護保険課	医療保険課	障害福祉課	策 課	長 寿 ・ 福 祉 人 材 確 保 対 策 課	地域福祉課	企画管理室
	健康長寿係 母子・保健対策係 難病・医療支援係	パス整備支援係	療・医療連携推進係	医療企画係 医療管理係 緊急医療対策係 在宅医	介護計画係 施設整備係 介護事業係	指導・福祉医療係 国保・高齢者係 企画・医療費 適正化係	総務・施設係 社会参加促進係 障害理解促進係 自立支援・療育係 障害者雇用促進係		生きがいづくり推進係 人材確保・育成係	総務・援護係 地域福祉推進係 保護係	企画調整係 予算経理係

こども・女性局				
こども家庭課	子育て支援課	女性活躍推進課	薬務課	疾病対策課
児童虐待対策係 家庭福祉係	放課後児童・手当係 保育係	企画政策係 女性活躍推進係	薬事・献血係 振興係 薬物監視係	感染症係 がん対策係 精神保健係

第三条第一項の表医療政策部の部を削り、同表農林部の部マーケティング課の項中「市場流通係 市場管理係」を「市場再整備推進係」に改め、同部担い手・農地マネジメント課の項中「農地管理係」を「地籍整備推進係」に改め、同部農村振興課の項中「企画・管理係 農村地域づくり係」を「企画係 農村地域づくり係 検査・管理係」に、「水利防災対策係 国営事業・技術検査係」を「水利防災対策係」に改め、同表県土マネジメント部まちづくり推進局の部建築課の項中「建築課」を「建築安全推進課」に改め、同部営繕課の項中「営繕課」を「県有施設営繕課」に改める。

第五条の表行政経営課の項を削り、同表企画管理室（地域振興部に限る。）の項中「事業推進係」を「事業推進係 運営整備係」に改め、同項の次に次のように加える。

ならの観光力向上課	インバウンド・宿泊戦略室	インバウンド戦略係 宿泊力向上係
-----------	--------------	---------------------

第五条の表長寿社会課の項中「長寿社会課」を「介護保険課」に、「包括ケア推進係 地域支援係」を「包括ケア推進係」に改め、同表病院マネジメント課の項を削り、同表林業振興課の項中「企画係」を「制度設計係 人材養成係」に改め、同表公園緑

地課平城宮跡事業推進室の項中「歴史公園係」を「総務管理係」に改め、同表営繕課の項中「営繕課」を「県有施設営繕課」に改め、同表備考3を削る。

第六条総務部の部知事公室政策推進課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 ふるさと奈良県応援寄附金に関すること。

第六条総務部の部知事公室防災統括室の項第三号中「防災行政無線」を「防災行政通信ネットワーク」に改め、同部総務課の項中「総務課」を「企画管理室」に改め、同項中第一号から第十四号までを削り、第十五号を第一号とし、第十六号を第二号とし、第十七号を第三号とし、第十八号を削り、第十九号を第四号とし、同項の次に次のように加える。

法務文書課

一 法令の審査に関すること。

二 政策法務及び法令の解釈に関すること。

三 争訟に係る事務の調整に関すること。

四 公印に関すること。

五 公文書の管理に関すること。

六 県公報の発行に関すること。

七 県民への情報提供に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

八 宗教法人に関すること。

九 情報公開に関すること。

十 個人情報保護に関すること。

十一 行政に対する不当要求行為に係る総合的な対策に関すること。

十二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく審理員の審理手続に関すること。

十三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

十四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百二十三条第一項に規定する移行法人に関すること。

十五 県議会との連絡に関すること。

第六条総務部の部行政経営課の項中「行政経営課」を「行政経営・ファシリテイマ

ネジメント課」に改め、同項に次の三号を加える。

五 県有資産の総合企画に関すること。

六 県有資産の活用に関すること。

七 公の施設の改革に関すること。

第六条総務部の部行政経営課フアシリティマネジメント室の項を削り、同部財政課の項第二号中「総務部総務課」を「法務文書課」に改め、同部税務課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条地域振興部の部文化振興課の項第二号中「(他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

三 奈良県大芸術祭及び奈良県障害者芸術祭に関すること。

第六条地域振興部の部国民文化祭・障害者芸術文化祭課の項を削り、同部教育振興課の項第五号中「に関する人材育成及び」を「の」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「及び大学、研究機関等と地域との連携」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 高等教育機関の振興に関すること。

第六条地域振興部の部観光局ならぬ観光力向上課の項第二号中「観光統計」を「推進」に改め、同項第三号中「受入体制・にぎわいづくり」を「受入体制」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項の次に次のように加える。

観光局 ならぬ観光力向上課 インバウンド・宿泊戦略室

一 観光統計に関すること。

二 住宅宿泊事業に関すること。

三 旅館業に関すること。

四 旅行業に関すること。

五 インバウンド観光戦略に関すること。

第六条地域振興部の部観光局観光プロモーション課の項第四号を削り、同項第五号中「国際会議」を「MICE」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条健康福祉部の部を次のように改める。

福祉医療部

企画管理室

一 福祉医療部の重要施策の企画調整及び各種計画の進行管理に関すること。

- 二 福祉医療部内の予算、決算及び経理に関すること。
- 三 福祉医療部内各課及び他の部又は局との連絡調整に関すること。
- 四 福祉医療部内他課の所掌に属しないこと。

地域福祉課

- 一 地域福祉の推進に関すること。
- 二 社会福祉及び社会福祉事業に関すること。
- 三 民生委員に関すること。
- 四 遺家族等援護に関すること。
- 五 旧軍人及び旧軍属に関すること。
- 六 災害救助に関すること。
- 七 生活保護に関すること。
- 八 生活困窮者対策に関すること。
- 九 行旅病人及び行旅死亡人取扱いに関すること。

地域福祉課 監査指導室

- 一 社会福祉法人等の指導監査に関すること。
- 二 介護サービス事業所等の指導監査に関すること。
- 三 障害福祉サービス事業所等の指導監査に関すること。

長寿・福祉人材確保対策課

- 一 高齢者の生きがい対策に関すること。
- 二 その他高齢者福祉に関すること。
- 三 福祉人材の確保・育成に関すること。

障害福祉課

- 一 身体障害者福祉に関すること。
- 二 知的障害者福祉に関すること。
- 三 心身障害者扶養共済に関すること。
- 四 その他心身障害者福祉に関すること。

医療・介護保険局 医療保険課

- 一 医療・介護保険行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 国民健康保険に関すること。
- 三 後期高齢者医療制度に関すること。

四 医療費適正化計画に関すること。
五 子ども、心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。

医療・介護保険局 介護保険課

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

医療・介護保険局 介護保険課 地域包括ケア推進室

地域包括ケアの推進に関すること。

医療政策局 地域医療連携課

一 保健医療計画に関すること。

二 奈良県医療審議会に関すること。

三 周産期医療、産婦人科医療、小児科医療、災害医療、救急医療及びへき地医療並びに脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び在宅医療の対策に関すること。

四 病院連携の推進に関すること。

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。

六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。

医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室

一 医師及び看護師の確保に関すること。

二 医師、看護師その他の医療従事者の免許に関すること。

三 医師及び看護師等の修学資金の貸与に関すること。

四 自治医科大学に関すること。

五 へき地医療に関すること。

医療政策局 病院マネジメント課

一 奈良県病院事業の清算に関すること。

二 地方独立行政法人奈良県立病院機構に関すること。

三 公立大学法人奈良県立医科大学に関すること。

四 南和広域医療企業団に関すること。

医療政策局 健康推進課

一 健康長寿の推進に関すること。

- 二 母子保健に関すること。
- 三 保健師の保健活動の総合調整に関すること。
- 四 難病対策に関すること。

- 五 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- 六 身体障害児の育成医療及び療育に関すること。

医療政策局 疾病対策課

- 一 母子保健に関すること。
- 二 がん対策に関すること。
- 三 がん医療対策に関すること。

医療政策局 薬務課

- 一 薬事に関すること。
- 二 薬剤師に関すること。
- 三 毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤の取締りに関すること。
- 四 生物学的製剤の需給に関すること。
- 五 献血の推進に関すること。

こども・女性局 女性活躍推進課

- 一 少子化対策・女性活躍推進行政の総合企画及び推進に関すること。
- 二 次世代育成支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 男女共同参画行政に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 女性の就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

こども・女性局 子育て支援課

- 一 保育所、放課後児童クラブ等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 児童の健全育成に関すること。
- 三 児童手当等に関すること。
- こども・女性局 こども家庭課
- 一 児童虐待対策に関すること。
- 二 要保護児童対策に関すること。
- 三 子どもの貧困対策に関すること。

四 ひとり親家庭等の福祉に関すること。

五 女性の保護及び自立支援に関すること。

六 配偶者等の暴力に関する相談及び支援に関すること。

第六条医療政策部の部を削り、同条くらし創造部の部消費・生活安全課の項第七号中「旅館、」を削り、同条県土マネジメント部の部まちづくり推進局建築課の項中「まちづくり推進局 建築課」を「まちづくり推進局 建築安全推進課」に改め、同部まちづくり推進局営繕課の項中「まちづくり推進局 営繕課」を「まちづくり推進局 県有施設営繕課」に改め、同部まちづくり推進局営繕プロジェクト推進室の項中「まちづくり推進局 営繕課 営繕プロジェクト推進室」を「まちづくり推進局 県有施設営繕課 営繕プロジェクト推進室」に改める。

第七条中「次の表の上欄に掲げる部」を「各部」に、「課又は室のうち同表の下欄に掲げるもの」を「企画管理室」に改め、同条の表を削る。

別表第一奈良県立民俗博物館の項所掌事務の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表外国人観光客交流館の項の次に次のように加える。

	奈良県郡 山保健所	大和郡山 市満願寺 町	大和郡山 市、天理 市、生駒 市、山辺 郡、生駒 郡	大和高田 市、橿原 市、桜井 市、御所 市、香芝 市、葛城 市、宇陀 市、磯城	福祉医療部企画管 理室
和保健所	奈良県中	盤町			

	奈良県吉野保健所	奈良県内 吉野保健所	奈良県保健研究センター
	吉野郡下市町大字 新住	五條市本町	桜井市大字粟殿
郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡	吉野郡大淀町、下市町、吉野町、東吉野村、天川村、黒滝村、川上村、上北山村、下北山村	五條市、吉野郡十津川村、野迫川村	
地域住民の健康の保持及び増進に関すること。	<p>一 食品衛生に関する試験研究に関すること。</p> <p>二 ウイルス、細菌等に関する試験研究に関すること。</p>		

別表第一奈良県女性センターの項から奈良県郡山保健所から奈良県保健研究センターまでの項までを削り、同表奈良県薬事研究センターの項の次に次のように加える。

<p>奈良県女性センター</p>	<p>奈良県中 央こども 家庭相談 センター</p>
<p>奈良市東 向南町</p>	<p>奈良市紀 寺町</p>
<p>奈良市、 大和郡山 市、天理 市、桜井 市、生駒 市、宇陀 市、山辺 郡、生駒 郡、磯城 郡、宇陀 郡（所掌 事務の欄 第三号か ら第五号</p>	<p>奈良市、 大和郡山 市、天理 市、桜井 市、生駒 市、宇陀 市、山辺 郡、生駒 郡、磯城 郡、宇陀 郡（所掌 事務の欄 第三号か ら第五号</p>
<p>一 婦人の文化の普及 振興に関すること。 二 婦人の能力開発及 び健康増進その他の 婦人問題に関する講 座の開設並びに講習 会及び研修会の開催 に関すること。 三 婦人問題に関する 調査研究並びに情報 の収集及び提供に関 すること。 四 婦人問題に関する 相談に応ずること。</p>	<p>一 児童及び女性の各 般の問題につき、相 談に応ずること。 二 児童の心理判定等 を行うこと。 三 児童及び女性の一 時保護を行うこと。 四 女性の自立支援に 関すること。 五 配偶者暴力相談支 援センターの業務に</p>
<p>女性活躍推進課</p>	<p>こども家庭課</p>

奈良県立 精華学院			
奈良市高 樋町	大和高田 市、橿原 市、五條 市、御所 市、香芝 市、葛城 市、高市 郡、北葛 城郡、吉 野郡	までの事 務につい ては、県 の全域)	
児童の自立支援に關する こと。	一 児童及び女性の各 般の問題につき、相 談に応ずること。 二 児童の心理判定等 を行うこと。		關すること。

別表第一奈良労働会館から奈良県産業会館までの項中「大和高田市西町」を「大和高田市幸町」に改め、同表奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項所掌事務の欄第三号中「治山工事」の下に「並びに農業、畜産業及び水産業に關わる事業に係る土木工事」を加え、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中

一 道路、河川及び砂防指定地の管理等並びに土木工事の調査、設計、施行及び監督に關すること（流域

道路、河川及び砂防指定地の管理等並びに土木工事の調査、設計、

下水道の建設及び管理に係る部分を除く。
 二 飛鳥京跡苑地の整備に関すること（中和土木事務所に限る。）。

を

施行及び監督に関すること（流域下水道の建設及び管理に係る部分を除く。）。

に改め、同表馬見丘

陵公園館からまほろば健康パーク管理事務所までの項を次のように改める。

中和公園事務所	北葛城郡河合町		一 大和民俗公園、竜田公園、馬見丘陵公園及びまほろば健康パークの管理及び整備に関すること。 二 飛鳥宮跡及び飛鳥京跡苑地の整備に関すること。 三 花と緑の普及啓発に関すること。	公園緑地課
福祉住宅体験館	磯城郡田原本町		県営福祉パークの管理に関すること。	

別表第一 県営住宅管理事務所の項中「住宅課」を「住まいまちづくり課」に改める。
 別表第二 奈良県立民俗博物館の項所掌事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所の項から奈良県保健研究センターの項までを次のように改める。

	総務課	
		奈良県中和保

和保健所 奈良県中	山保健所 奈良県郡
課 健康増進 課 生活衛生 課 食品衛生 総務課	総務課 衛生課 健康増進 課 難病相談 支援セン ター
健康増進課 一 健康増進事業に関すること。 二 母子保健に関すること。 三 結核その他感染症の予防に関すること（中和保健所を除く。） 四 がん等の生活習慣病対策に関すること。 五 精神保健及び精神障害者の福祉	一 所内における人事、予算その他庶務に関すること。 二 医療社会事業に関すること。 三 医務並びに公共医療事業の向上及び増進に関すること。 四 地域保健に関する衛生思想の普及及び向上に関すること。 五 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 六 所務の企画及び調整に関すること。 七 所内他課の主管に属しないこと。 衛生課 一 生活衛生に関すること。 二 ねずみ、昆虫等の駆除に関すること。 三 上水道の衛生管理に関すること。 四 食品衛生及び獣疫衛生に関すること。 五 食品の相談に関すること。 六 薬事、毒物及び劇物の監視に関すること。 健康増進課 健所動物愛護センターの位置は宇陀市大宇陀下竹とし、高田出張所の位置は大和高田市片塩町とする。

	保健予防課 動物愛護センター 高田出張所
奈良県吉野保健所	総務課 衛生課 健康増進課
	<p>に關すること（中和保健所を除く）。</p> <p>六 難病対策に關すること。</p> <p>七 原子爆弾被爆者の援護に關すること。</p> <p>八 健康の保持及び増進に關すること。</p> <p>九 栄養改善及び栄養調査に關すること。</p> <p>十 歯科保健に關すること。</p> <p>十一 保健師、助産師、看護師等に關すること。</p> <p>十二 地域包括ケアシステム推進に關すること。</p> <p>保健予防課</p> <p>一 結核その他感染症の予防に關すること。</p> <p>二 精神保健及び精神障害者の福祉に關すること。</p> <p>難病相談支援センター</p> <p>一 難病の相談に關すること。</p> <p>二 難病情報の収集及び提供に關すること。</p> <p>三 講演会その他難病支援事業に關すること。</p> <p>動物愛護センター</p> <p>一 狂犬病の予防並びに犬及び猫の保管及び処分に關すること。</p> <p>二 動物愛護及び飼犬の管理等に關すること。</p>

<p>奈良県内 吉野保健 所</p>	<p>奈良県保 健研究セ ンター</p>
<p>地域生活 課</p>	<p>総務課</p>
<p>高田出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中和保健所健康増進課及び保健 予防課が所管する申請に関するこ と。 二 中和保健所管内の医療安全相談 に関すること。 <p>地域生活課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生活衛生に関すること。 二 ねずみ、昆虫等の駆除に関する こと。 三 上水道の衛生管理に関すること。 四 食品衛生及び獣疫衛生に関する こと。 五 食品の相談に関すること。 六 薬事、毒物及び劇物の監視に関 すること。 七 結核その他感染症の予防に関す ること。 八 その他地域住民の健康の保持及 び増進に関すること。 	<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 土地、建物及び物品の維持管理 に関すること。 三 所務の企画及び総合調整に関す ること。 四 その他当該機関の長が定めるこ と。

<p>奈良県吉野福祉事務所</p>	<p>奈良県中和福祉事務所</p>
<p>福祉課 保護課</p>	<p>福祉課 保護第一課 保護第二課</p>
<p>保護課</p> <p>一 所内における人事、予算その他庶務に関すること。</p> <p>二 児童の一時保護に関すること。</p> <p>三 その他他課の主管に属しないこと。</p> <p>子ども相談課</p> <p>一 児童についての相談に関するこ</p>	<p>福祉課</p> <p>一 所内における人事、予算その他庶務に関すること。</p> <p>二 児童福祉法による福祉の措置に関すること。</p> <p>三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉の措置に関すること。</p> <p>四 民生委員の指導訓練に関すること。</p> <p>五 生活困窮者の更生及び援護事務に関すること。</p> <p>六 その他保護課の主管に属しないこと。</p> <p>保護課</p> <p>生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。</p> <p>保護第一課</p> <p>保護課の所掌事務と同様とする。</p> <p>保護第二課</p> <p>保護課の所掌事務と同様とする。</p>

<p>奈良県中 央こども 家庭相談 センター</p>	<p>保護課 こども相 談課 こども支 援課 女性相談 課</p>	<p>と。 二 児童及びその家庭についての調 査並びに医学的、心理学的、教育 学的、社会的及び精神衛生上の 判定に関する事 三 児童及びその保護者についての 指導に関する事 四 児童の施設入所に関する事 こども支援課 一 児童虐待についての相談に関す ること。 二 児童虐待を受けた児童の保護及 び支援並びに保護者に対する指導 に関する事。 女性相談課 一 女性についての相談に関するこ と。 二 女性の一時保護に関する事。 三 女性の自立支援に関する事。 四 配偶者暴力相談支援センターの 業務に関する事。</p>	
--	---	--	--

別表第二奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項課の名
称の欄中「土地改良課」を「農村地域振興課」に改め、同項所掌事務の欄土地改良課
の款中「土地改良課」を「農村地域振興課」に改め、同款第二号中「農業農村整備事
業」の下に「その他農業、畜産業及び水産業に関わる事業に係る土木工事」を加え、
同款第六号中「農業農村整備」を「農業農村振興」に改め、同項備考の欄中「土地改
良課」を「農村地域振興課」に改め、同表奈良県農業研究開発センターの項中

科 加工 科 基盤 技術 科

を

科 加工 科 環境 科

に改め、同項所掌事務の欄総務課の款中第三号を削り、

第四号を第三号とし、同欄中

育種科

園芸作物の研究開発に関すること。

薬草科

薬用作物の研究に関すること。

加工科

一 農作物加工品の研究に関するこ
と。

二 穀物の研究開発に関すること。

基盤技術科

一 土壌、肥料、農薬等の研究に関
すること。

二 農作物の病害虫の研究に関する
こと。

三 生物工学の研究開発に関するこ
と。

を

育種科

農作物の育種及び栽培に関すること。

加工科

一 農作物の加工の研究に関するこ

- と。
- 二 農作物の機能性の研究に関する
こと。

環境科

- 一 土壌、肥料、農薬等の研究に關
すること。
- 二 農作物の病害虫の研究に關する
こと。

に改め、同欄果樹・薬草研究センター

の款中「、薬草及び地域特産物」を「及び薬草」に改め、同欄大和野菜研究センターの款第一号中「特産物」を「農作物」に改め、同項備考の欄中「薬草科及び」を削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄中

用地課

- 一 用地・管理課の第一号及び第二
号の所掌事務と同様とする。

管理課

- 一 用地・管理課の第三号及び第四
号の所掌事務と同様とする。
- 二 竜田公園の管理に關すること（
郡山土木事務所に限る。）。

を

用地課

- 用地・管理課の第一号及び第二号の
所掌事務と同様とする。

管理課

- 用地・管理課の第三号及び第四号の
所掌事務と同様とする。

に改め、同欄工務課の款第十四号を削

り、同款第十五号を同款第十四号とし、同表馬見丘陵公園館の項中「馬見丘陵公園館

」を「中和公園事務所」に、

- 一 馬見丘陵公園館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。
- 二 馬見丘陵公園の管理運営に関すること。
- 三 公園施設の維持補修及び整備に関すること。
- 四 その他花いっぱい推進課の主管に属しないこと。

を

- 一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。
- 二 大和民俗公園、竜田公園、馬見丘陵公園、県営福祉パーク及びまほろば健康パークの管理及び整備に関すること。
- 三 公園施設の維持補修及び整備に関すること。
- 四 飛鳥宮跡及び飛鳥京跡苑池の整備に関すること。
- 五 その他花いっぱい推進課の主管に属しないこと。

に改め、同表まほろば健康パーク管理

事務所の項を削り、同表奈良県営住宅管理事務所の項所掌事務の欄総務入居課の款第四号中「調停」を「調定」に改める。

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の

一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「健康福祉部に」を「福祉医療部に医療・介護保険局長、医療政策局長及び」に改め、同条第四項第一号中「部」の下に「、知事公室」を加える。第六条中第十一項を第十三項とし、第六項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6 医療・介護保険局長は、上司の命を受け、医療・介護保険局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 医療政策局長は、上司の命を受け、医療政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表第一中和福祉事務所の項から薬事研究センターの項までを次のように改める。

保健所（郡山保健所及び 中和保健所を除く。）	所長、次長、課長
郡山保健所	所長、次長、課長、難病相談支援センター所長
中和保健所	所長、次長、課長、動物愛護センター所長、 高田出張所長
保健研究センター	所長、副所長、課長、統括主任研究員
中和福祉事務所	所長、次長、課長
吉野福祉事務所	所長、次長、課長
心身障害者福祉センター	所長
視覚障害者福祉センター	所長
身体障害者更生相談所	所長、次長
知的障害者更生相談所	所長、次長
筒井寮	寮長、次長
登美学園	園長、次長
精神保健福祉センター	所長、次長
薬事研究センター	所長、統括主任研究員
女性センター	所長、次長
中央こども家庭相談センター	所長、次長、課長

高田こども家庭相談センター	所長、次長
精華学院	院長、次長

別表第一馬見丘陵公園館の項を次のように改める。

中和公園事務所	所長、次長、課長
---------	----------

別表第一まほろば健康パーク管理事務所の項を削る。

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の

一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第二号中「司書監」の下に「保健所の次長」を、「園長」の下に「女性センターの所長」を加え、「女性センターの所長、保健所の次長」を削り、「幹線街路整備事務所の所長及び次長、馬見丘陵公園館の館長及び副館長、まほろば健康パーク管理事務所の所長及び次長、奈良公園事務所の所長及び次長並びに」を「並びに幹線街路整備事務所、中和公園事務所、奈良公園事務所及び」に改め、同欄第三号中「外国人観光客交流館の館長」の下に「保健所の課長、中和保健所の高田出張所長、保健研究センター」を加え、「及び登美学園」を「登美学園、精神保健福祉センター及び女性センター」に改め、「女性センターの次長、保健所の課長、中和保健所の高田出張所長、保健研究センターの課長、精神保健福祉センターの次長、」を削り、「馬見丘陵公園館、まほろば健康パーク管理事務所」を「中和公園事務所」に改め、同表五の項第二欄第一号中「中央こども家庭相談センター及び保健所の課長並びに郡山保健所の難病相談支援センター所長」を「保健所の課長、郡山保健所の難病相談支援センター所長及び中央こども家庭相談センターの課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の上欄に掲げる部の部長、局長、次長又は主任調整員に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる部の部長、局長、次長又は主任調整員に補せられたものとする。

健康福祉部	福祉医療部
健康福祉部こども・女性局	福祉医療部こども・女性局
医療政策部	福祉医療部医療政策局

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部総務課	総務部企画管理室
総務部行政経営課	総務部行政経営・ファシリティマネジ メント課
健康福祉部企画管理室	福祉医療部企画管理室
健康福祉部地域福祉課	福祉医療部地域福祉課
健康福祉部地域福祉課監査指導室	福祉医療部地域福祉課監査指導室
健康福祉部障害福祉課	福祉医療部障害福祉課
健康福祉部長寿社会課	福祉医療部医療・介護保険局介護保険 課
健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推 進	福祉医療部医療・介護保険局介護保険

進室	健康福祉部保険指導課	健康福祉部健康づくり推進課	健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課	健康福祉部こども・女性局子育て支援課	健康福祉部こども・女性局こども家庭課	医療政策部地域医療連携課	医療政策部地域医療連携課医師・看護師確保対策室	医療政策部病院マネジメント課	医療政策部保健予防課	医療政策部薬務課	県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課
課地域包括ケア推進室	福祉医療部医療・介護保険局医療保険課	福祉医療部医療政策局健康推進課	福祉医療部こども・女性局女性活躍推進課	福祉医療部こども・女性局子育て支援課	福祉医療部こども・女性局こども家庭課	福祉医療部医療政策局地域医療連携課	福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室	福祉医療部医療政策局病院マネジメント課	福祉医療部医療政策局疾病対策課	福祉医療部医療政策局薬務課	県土マネジメント部まちづくり推進局 建築安全推進課

県土マネジメント部まちづくり推進局 営繕課	県土マネジメント部まちづくり推進局 営繕課
県土マネジメント部まちづくり推進局 営繕課 プロジェクト推進室	県土マネジメント部まちづくり推進局 県有施設営繕課 プロジェクト推進室

4 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の館長、副館長、課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の所長、次長、課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

奈良県北部農林振興事務所土地改良課	奈良県北部農林振興事務所農村地域振興課
奈良県中部農林振興事務所土地改良課	奈良県中部農林振興事務所農村地域振興課
奈良県東部農林振興事務所土地改良課	奈良県東部農林振興事務所農村地域振興課
奈良県南部農林振興事務所土地改良課	奈良県南部農林振興事務所農村地域振興課
馬見丘陵公園館	中和公園事務所

(奈良県救急搬送及び医療連携協議会規則の一部改正)

5 奈良県救急搬送及び医療連携協議会規則(平成二十二年三月奈良県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「医療政策部」を「福祉医療部」に改める。

(奈良県情報公開審査会規則及び奈良県個人情報保護審議会規則の一部改正)

6 次に掲げる規則の規定中「総務部総務課」を「総務部法務文書課」に改める。

一 奈良県情報公開審査会規則(平成八年五月奈良県規則第四号) 第四条

二 奈良県個人情報保護審議会規則(平成十二年三月奈良県規則第六十七号) 第四条

(奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則の一部改正)

7 奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則(平成二十七年三月奈良県規則第一百二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「総務部行政経営課ファシリテイマネジメント室」を「総務部行政経営・ファシリテイマネジメント課」に改める。

(自動車の管理及び使用に関する規則の一部改正)

8 自動車の管理及び使用に関する規則(昭和四十三年五月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「、うだ・アニマルパーク振興室及び新総合医療センター建設室」を「及びうだ・アニマルパーク振興室」に改める。

(奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則等の一部改正)

9 次に掲げる規則の規定中「健康福祉部地域福祉課」を「福祉医療部地域福祉課」に改める。

一 奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十九号) 第八条

二 奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則(平成二十七年七月奈良県規則第十三号) 第八条

三 奈良県社会福祉総合センター指定管理者選定審査会規則(平成二十九年三月奈良県規則第六十八号) 第八条

(奈良県福祉・介護人材確保協議会規則の一部改正)

10 奈良県福祉・介護人材確保協議会規則(平成二十七年七月奈良県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「健康福祉部地域福祉課」を「福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課」に改める。

(奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

11 奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七号様式(裏)及び第七号様式の二(裏)中「ナラノ」を「ナラノ」に改める。

（奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則及び奈良県障害者相談等調整委員会議則の一部改正）

12 次に掲げる規則の規定中「健康福祉部障害福祉課」を「福祉医療部障害福祉課」に改める。

一 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則（平成二十七年三月奈良県規則第百六号）第九条

二 奈良県障害者相談等調整委員会規則（平成二十七年九月奈良県規則第二十五号）第六条

（奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則の一部改正）

13 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「健康福祉部長寿社会課」を「福祉医療部医療・介護保険局介護保険課」に改める。

（奈良県高齢者生きがいワーク創設支援事業補助金審査委員会規則の一部改正）

14 奈良県高齢者生きがいワーク創設支援事業補助金審査委員会規則（平成二十五年三月奈良県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「健康福祉部長寿社会課」を「福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課」に改める。

（奈良県がん予防対策推進委員会規則及び奈良県たばこ対策推進委員会規則の一部改正）

15 次に掲げる規則の規定中「健康福祉部健康づくり推進課」を「福祉医療部医療政策局疾病対策課」に改める。

一 奈良県がん予防対策推進委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十一号）第九条

二 奈良県たばこ対策推進委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十三号）

第八条

(奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則及びなら健康長寿基本計画推進戦略会議規則の一部改正)

16 次に掲げる規則の規定中「健康福祉部健康づくり推進課」を「福祉医療部医療政策局健康推進課」に改める。

一 奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十四号)第八条

二 なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則(平成二十五年十月奈良県規則第十五号)第七条

(奈良県放課後児童対策推進委員会規則の一部改正)

17 奈良県放課後児童対策推進委員会規則(平成二十七年三月奈良県規則第一百十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「健康福祉部子ども・女性局子育て支援課」を「福祉医療部子ども・女性局子育て支援課」に改める。

(奈良県子どもを虐待から守る審議会規則及び奈良県子どもの貧困対策会議規則の一部改正)

18 次に掲げる規則の規定中「健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課」を「福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課」に改める。

一 奈良県子どもを虐待から守る審議会規則(平成二十六年三月奈良県規則第八十六号)第八条

二 奈良県子どもの貧困対策会議規則(平成二十七年三月奈良県規則第一百一号)第七条

(奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則等の一部改正)

19 次に掲げる規則の規定中「医療政策部地域医療連携課」を「福祉医療部医療政策局地域医療連携課」に改める。

一 奈良県奈良構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十一号)第八条

二 奈良県東和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十二号)第八条

三 奈良県西和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第

二十三号) 第八条

四 奈良県中和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十四号) 第八条

五 奈良県南和構想区域地域医療構想調整会議規則(平成二十八年十月奈良県規則第二十五号) 第八条

(奈良県訪問看護推進協議会規則及び奈良県医師配置評価委員会規則の一部改正)

20 次に掲げる規則の規定中「医療政策部地域医療連携課医師・看護師確保対策室」を「福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」に改める。

一 奈良県訪問看護推進協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十六号) 第七条

二 奈良県医師配置評価委員会規則(平成二十六年三月奈良県規則第八十七号) 第七条

(奈良県母子保健運営協議会規則の一部改正)

21 次に掲げる規則の規定中「医療政策部保健予防課」を「福祉医療部医療政策局健康推進課」に改める。

一 奈良県母子保健運営協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十七号) 第七条

二 奈良県難病等対策協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十九号) 第六条

三 奈良県神経難病医療連絡協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十一号) 第七条

(奈良県自殺対策連絡協議会規則及び奈良県がん対策推進協議会規則の一部改正)

22 次に掲げる規則の規定中「医療政策部保健予防課」を「福祉医療部医療政策局疾病対策課」に改める。

一 奈良県自殺対策連絡協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第四十八号) 第八条

二 奈良県がん対策推進協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十号) 第七条

(奈良県結核対策推進協議会規則の一部改正)

23 奈良県結核対策推進協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十五号) の一

部を次のように改正する。

第四条第一項中「医療政策部長」を「福祉医療部医療政策局長」に改める。

第八条中「医療政策部保健予防課」を「福祉医療部医療政策局疾病対策課」に改める。

(奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則等の一部改正)

24 次に掲げる規則の規定中「医療政策部薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務課」に改める。

一 奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則（昭和二十八年七月奈良県規則第四十三号）第七条

二 奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員規則（平成二十年三月奈良県規則第六十号）第四条

三 奈良県後発医薬品安心使用促進協議会規則（平成二十五年三月奈良県規則第三百十号）第七条

(建築士法施行細則の一部改正)

25 建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課」を「奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課」に改める。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

26 宅地造成等規制法施行細則（昭和三十八年十一月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「※~~建築安全推進課~~」を「~~建築安全推進課~~」に改める。

(奈良県随意契約検討委員会規則の一部改正)

27 奈良県随意契約検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「総務部総務課長」を「総務部法務文書課長」に改める。